

令和 5 年第 1 回

美里町農業委員会総会議事録

第1回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年1月25日(水) 午後1時30分から午後2時14分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1 番	佐々木 幸一郎	2 番	福田 なほ子	3 番	鈴木 幸博
4 番	渡邊 雅光	6 番	後藤 幸太郎	7 番	小野 保裕
8 番	我妻 卓美	9 番	片倉 澄子	10 番	遊佐 恭一
11 番	澁谷 正行	12 番	久道 雄悦	13 番	尾形 司
14 番	古内 世紀	15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、令和5年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、伊藤会長より挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和5年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は15名ですので、全員出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。14番古内世紀委員、15番邊見勝寿委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、1月11日と20日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
澁谷正行委員	1月11日の農家相談は、邊見職務代理と久道委員と澁谷の3人で対応いたしました。相談は2人の方が見えられました。1人の方は●●●●の●●●●さん。この方は昨年8月に●●を退社しまして、今、年金暮らしで、1ヘクタールくらい田んぼを任せているという方でございます。追々は自分でやる分は自分でやりたいという方で、今利用権設定をしています、まだ自分では自信がないのでまた再設定したいということで見えられました。 それで、今農地中間管理機構を通じまして、農地中間管理事業によりある方に頼んでおります。今まで頼んでいる期間と今度再設定する期間の、終期が違ってくるということで、そこは同じ終期に変更ができますよとお話をしまして、農協に相談に行ってくださいというお話をしました。 それからもう1件なんですが、終了間際に参りまして、●●の●●●●さん、この方11月に農家相談に来たという方でございます。農地を売りたいとのお話でまいられたそうです。その後、何の返答もないので、どうなっているのでしょうかということで見えられました。 内容を聞かせてもらおうと、集落営農組合に入っておられまして、農地を売りたいということで、組合を脱退する申込みをしたということですが組合のほうからまだ返事がない、どうしたらいいのでしょうかということで見えられました。 しかし、まだ農地を売りたいんですが買い手がいないということ

	で、転作も含めまして今後どうしたらいいのかなということでした。 また、集落営農組合の組合長とお話をして脱退ではなく前に戻してほしい、入れてほしいというようなお話もございましたので、地元の遊佐農業委員に仲介に入ってもらい無事集落営農組合に戻れたということで本人が了解したということでございました。 以上、2件の報告を申し上げます。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、13番尾形委員報告願います。
尾形 司委員	それでは報告いたします。 1月20日 金曜日 201会議室におきまして、伊藤会長、古内委員、私、尾形の3名で対応いたしましたが、相談者はおりませんでした。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	（報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。
議長	よろしいですか。 （なしの声あり）
議長	続きまして、報告事項4番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	（報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。 （なしの声あり）
議長	それでは、ないようですので議事に入ります。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	（第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長	ありがとうございます。 事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。 続きまして第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、審議いたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	続きまして、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。また、1月12日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

我妻卓美委員

農地調査委員会は、今月から片倉委員と委員長である私我妻の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計6名で1月12日に現地調査を行いました。

第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請についての意見。番号1については、●●●●に位置しております。この申請は令和4年10月21日に宅地造成用地として転用許可を受けておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資材及び人員の確保、施工日の調整が難航したため、工事期間について当初計画の令和4年10月21日から令和4年12月26日までを、変更承認日から令和5年4月24日に変更をするものです。その他転用目的等については変更がないことから、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了しましたので、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請について審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、1月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

我妻卓美委員

4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見。

番号1については、●●字●●に位置しております。転用目的は資材置場及び駐車場用地です。申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内にあり、大規模な一団の農地から少し離れた場所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる適地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外も検討したようですが、見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号2については、●●字●●に位置しております。転用目的は建売住宅建築用地です。申請地は、鉄道の駅からおおむね500

メートル以内にあり、大規模な一団の農地から少し離れた場所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく、転用目的を達成できる適地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外も検討したようですが、見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 4 番

署 名 委 員
議 席 1 5 番